# 河合町学校再編統合準備委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、河合町立学校の再編統合を円滑に推進するため、再編統合に関する諸課題を協議する再編統合準備委員会(以下、「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の設置)

第2条 委員会の設置期間は、委員会の設置の日から再編統合準備に関する事務が終 了する日までとする。

### (協議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 学校の名称、校章、校歌等に関すること
- (2) 式典行事に関すること
- (3) 通学に関すること
- (4) 制服、体操服等に関すること
- (5) PTAの組織運営に関すること
- (6) 児童生徒の交流活動に関すること
- (7) 学校の組織、部活動に関すること
- (8) 学校運営方針、教育目標、教育課程及び学校行事に関すること
- (9) 学校備品、保存文書の整理に関すること
- (10) その他再編統合に関し必要な事項に関すること

#### (組織)

第4条 委員会の委員及び委員の数は次に掲げるところによるものとし、委員会の委員は町長が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者 3名程度
- (2) 地域の代表者 3名程度
- (3) 学校の代表者 3名程度
- (4) その他町長が必要と認めるもの 町長が必要と認める数
- 2 町長は、必要に応じて、前項各号に規定する委員の数を変更することができる。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 副会長の数は、委員会において定める。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

### (部会)

第7条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員会において定める。
- 3 部会の種類及び調査検討事項は別に定める。ただし、委員会は、必要に応じて、 これを変更することができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は部会員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、必要に応じて調査検討結果を委員会に報告する。

#### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会教育部総務課(以下、「事務局」という。)が 担当する。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 第1回目の委員会は、町長が招集する。

### 附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。